

議会運営委員会会議録

- 1 日 時 令和2年12月4日(金)
会議時間 9時59分開会 11時05分開会
- 2 会議場所 役場3階第2委員会室
- 3 出席議員 委員長 : 鈴木孝寿
副委員長 : 口田邦男
委 員 : 中島里司、奥秋康子、高橋政悦
議 長 : 桜井崇裕
- 4 事務局 事務局長 : 田本尚彦、次長 : 宇都宮学
- 5 説明員 副町長 : 山本 司、総務課長 神谷昌彦
- 6 議 件
 - (1) 令和2年 第7回町議会定例会の運営について
 - ① 予定議案等(町・議会)の説明
 - ② 審議方法等について確認
 - ③ 会期日程の確認
 - ④ 陳情、請願、意見書等について
 - ・ コロナ禍による地域経済対策を求める請願書について
 - ⑤ 12月定例会の新型コロナウイルス感染症の対応について
 - (2) 議会費に係る新年度予算について
 - (3) その他
- 7 会議内容 別紙のとおり

委員長（鈴木孝寿）：おはようございます。それでは、これより第7回定例会の準備のための議会運営委員会を開会させていただきたいと思う。本日もどうぞよろしく願います。座って説明させていただく。こういうご時世であるので、できるだけ早目に会議を進めていきたいと思うのでよろしく願います。

（1）令和2年度第7回町議会定例会の運営について

① 予定議案等（町・議会）の説明

委員長：それでは、議件について、最初の令和2年第7回町議会定例会の運営について、まず、予定議案等の確認をさせていただきたいと思う。今日は執行部側から副町長と総務課長に来ていただいているので、予定議案の事前の説明、必要な部分、また、審議日程の要望等があれば、併せてこの2つ説明を受けさせていただけたらと思っている。では、よろしく願います。副町長。

副町長（山本司）：では、私から、12月定例会の提案議案等の説明をさせていただきたいと思う。

議案第93号～102号 専決処分の承認10件

議案第103号～108号 条例の制定・一部改正6件

議案第109号～114号 令和2年度各会計補正予算6件

議案第115号 規約の変更

行政報告 新型コロナウイルス感染症への対応（町・教育委員会）2件

まず、資料の1ページ目にある議案第93号から議案第102号までが専決処分の承認を求める議案である。議案第93号、専決処分の一般会計補正予算（第9号）については、町内の井戸水からの水質基準を上回る数値が出たことから、町内全域の井戸水を検査する費用と検査の結果を受けて、家庭用浄水器等の購入助成件数の増加が見込まれることから10月の26日付で専決を処分したものである。その後、議案第94号から議案第102号までは、11月末に予定していた臨時会が中止となったことにより、11月27日付で専決処分をした内容である。議案第94号、清水町議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償条例の一部を改正する条例以下条例3件、それと、議案第97号から議案第102号までが補正予算の内容となっている。いずれも人事院勧告に基づき期末手当が減額となったことによる条例及び補正予算の内容となっている。また、議案第97号の一般会計補正予算（第10号）には、コロナ対策の事業が4件含まれている。その中身を簡単に申し上げる。1件目は、感染症予防対策生活支援事業として、例年、福祉灯油を行っているが、同様の内容で、現在、灯油単価というのは落ち着いているが、今日のコロナ禍において住宅の換気呼びかけしており、灯油使用料の増加が見込まれることから、住民税非課税世帯、高齢者世帯共に1万円相当の灯油券を交付するという事業である。あと2点目、商工業の振興事業とし

て、商工会からの要望を受け、コロナ対策に係る商工会の事務量が増加ということであり、商工会の臨時職員の人件費、新たに雇う臨時職員の人件費相当を補助金として追加するものである。3点目、中小企業近代化資金特例貸付事業ということで、各定例会ごとに追加の補正予算を議決いただいているところであるが、借入要望件数がなお増大しているという中で、融資枠1億円を追加をし、それに係る保証料、利子補給金を追加するものである。4点目である。うきうき商品券事業、例年、年度末に向けての商品券事業を実施しているが、年明け2月から発売を予定している。例年はプレミアム率10%で当初予算2,800組を予定していたが、経済状況の悪化に伴い、今回、プレミアム率を30%として、7,000組のうきうき商品券を発行するというための費用を追加するものである。

2ページ目のほうに参る。条例関係については、新設条例が1件、一部改正条例が5件を予定している。簡単に内容について説明をさせていただく。最初に、議案第103号、新設の条例である。清水町議会議員及び清水町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例である。これは、公職選挙法の改正に伴い、町村の選挙において公費負担制度が導入される。内容としては、選挙運動用の自動車の借上料、選挙運動用のポスター作成費用、それと、選挙運動用のビラ作成費用を条例で定めることにより公費負担することができることとなったことから、今回提案をするものである。なお、この法律の施行は12月12日である。それ以降の選挙から条例が制定されれば適用になる。この後は、全て一部改正条例である。議案第104号と、一つ飛ばして106号から108号までについては、いずれも租税特別措置法の改正により、条例の文言の整理及び延滞金の計算の前提となる割合の整理である。戻って、議案第105号については、地方税法の施行令の改正により、国民健康保険税条例の軽減判定所得基準が見直しになったことによる補正である。

続いて、補正予算である。議案の109号から次のページの114号まで、これについては一般会計以下6会計の補正予算である。一般会計の主なものを申し上げる。総務費で、先ほど新設条例の提案で説明した町長選挙費で、選挙ポスター等の作成費用など公費負担とすることができることになったので、公費負担分として340万1,000円の追加。あと、ふるさと納税の増加に伴い、当初予算7,640万円程度を収入と見込んでいたが、今現在4,360万円程度を追加し、ふるさと納税総額を1億2,000万円の収入に補正をするものである。それで、この収入増に伴い、歳出経費として、商品の発送手数料等が増加する。この経費2,134万円を歳出のほうで追加をするものである。あと大きなものとしては、農林業費で十勝清水町農協への間接補助であるが、国からの産地パワーアップ事業補助金の追加により、共同機械導入費として1億724万1,000円の追加である。あと、教育費で、奨学金貸付金の増加見込みにより900万円の追加である。このほか、コロナウイルス対策の予算が2件含まれている。1件については、6月定例会で議決いただいた町内の福祉・医療施設を運営している事業者が、感染防止対策として消毒等の費用の一部負担として一度助成をしたところであるが、感染予防が引き続き必要だということで、消毒液の購入費用等支出が増加しているため、その6月に支給したものと同一内容で、もう一度事業者に対して支援金として支給をするということで予算250万円を追加している。更にもう1件、中小企業の緊急支援事業として、飲食店等の売上減少に応じて給付金を支給してまいったが、12月もより厳しい状況が

続いているということから、議会の皆様からのご要望もあったが、商工会からも要望があったので、12月の売上げに対しても改めて給付金を支給し、支援を行うということで、600万円の予算を追加している。これは、当初6,000万円で予算を計上して、3月、4月、5月、6月と4か月間の売上げを比較して、一部売上減少に対する補てんをしてきたところであるが、今現在、予算残額が2,700万円ある。これに600万円追加をして、今回の予算総額は3,300万規模の支出を見込んでいる。

最後に、議案第115号である。これは、十勝圏複合事務組合の規約の変更である。新たに、ごみ処理施設の構成団体に新得町、鹿追町が加わることになったので、関係規約の変更である。

そのほか、行政報告として、コロナ対策に関して、町及び教育委員会からの報告を予定している。

現段階では、以上のような内容である。今後においても、追加案件の提案、必要が応じた都度、議長並びに委員長に相談をさせていただきながら進めてまいりたいと思う。以上、12月定例会の主な議案の説明とさせていただく。どうぞよろしく願います。

委員長：確認であるが、初日、いわゆる早くというのは、今の専決の部分から補正予算までということによろしかったか。今の説明したのは全部初日だという感じであるか。

副町長：専決は初日に報告をさせていただく。それと、議案109号一般会計補正予算、これは関連経費が入っているので、この109号から114号、一般会計補正予算ほか5会計の分は一括になろうかと思うので、併せて急いでいただきたいと思う。これに関連して、新設条例ではあるが、議案第103号の議会議員及び町長の選挙における公費負担に関する条例、これが予算に含まれているので、セットでご審議いただくのがお願いできたらと思う。以上である。

委員長：まず、ここまでで皆さんのほうから何かご質疑等があればお受けしたいと思う。

(なしという声あり)

委員長：ただ、後でまたもう1回質疑等を受けたいと思うけども、式次第に沿って進めさせていただきたいと思う。

次に、議会提出分の議案等について、事務局長から説明を受けたいと思う。事務局長、よろしく願います。

事務局長（田本尚彦）：議会関係の提出議案についてご説明をさせていただく。まず、委員会報告として、所管事務調査の報告を総務産業常任委員会並びに厚生文教常任委員会から予定をしている。議員提出のその他の議案についてはないが、請願について1件、コロナ禍による地域経済対策を求める請願書、清水町農民連盟のほうから別添で資料を付けているけども、請願が上がってきているので、そちらの提出を予定している。以上である。

委員長：以上、予定議案等について説明を受けた。

②審議方法等について確認

委員長：次に、審議方法についても先に確認をさせていただきたいと思う。

新規条例は、審議方法の確認をさせていただくが、先ほど、今、副町長から説明があった。新規条例については、これまで所管する委員会に付託をすることが基本としている。これらについては、公職選挙法で決まっている案件ではあるけれども、やはり、既定の方法がいいのかなというような考えもあるし、それについて皆さんのご意見をいただければと思う。先ほど、副町長から説明があった補正予算と一緒にやってほしいというのとちょっとタイムラグが出てくるのは問題がないということですか。

事務局長：そうである。

委員長：では、従来どおりそのまま委員会付託をして、審査をしていただくということよろしいか。

(はいという声あり)

委員長：それと、今説明のあった条例の一部改正、補正予算、一般議案は、今までと同様に本会議で審議していく方向でよろしいか。

(はいという声あり)

委員長：では、従来どおり本会議審議ということで確認させていただいた。

続いて、一般質問について、役場内の新型コロナウイルスのクラスターの発生があるが、これについては、今の段階では、皆さんにご案内しているとおおり、予定の日程では一般質問はそのまま入っている。これについても、このまま開催するという方向でよろしいかどうかの皆さんのご意見を賜りたいと思う。普通でいくと、感染症対策をしっかりとやりながら一般質問をやっていくという形になると思うが、何かご意見をお持ちの方があればお受けしたいと思う。中島委員。

中島委員：一般質問は従来どおりでいいと思う。ただ、こういう状況であるから、質問者に対して、状況を十分踏まえた中での質問ということで、これは制約するものでも何でもないので、そういう意識を持ちながら従来どおりの質問形態でいいのではないかと思う。

委員長：これについては、ほとんどの議員は理解をしているとは思いますが、改めて、状況をしっかり把握した上で質問をしていただくというのは、従来どおりである。特に、時間等々や、議長のほうでもその辺はダブらないとか、そういう部分についてはしっかりとやっていただければというふうに思っている。それは、次回の議会運営委員会で確認をさせていただきたいと思う。その後、会期の日程の話にもなるが、一般質問等については、例えばこの後、議会事務局でもコロナ感染が出たりとか、総務課のほうで出たりとかすると、運営が難しくなるのは事実であるので、それは柔軟的に対応をしていきたい。日程についても変更もある。今のところは12月18日から開会であるが、そういう部分については流動的になりやすいものであるから、そこは皆さんとともにまた再度協議をしていきたいと思っている。次回の議会運営委員会は予定として12月11日であるので、この1週間後をめどにまた皆さんと協議をさせていただきたいというふうに思っているので、よろしく願います。

ここまでで、何か皆さんのほうからあるか。高橋委員。

高橋委員：執行側に確認であるが、実際、12月18日の日、出席が少なわない説明員がいたり、一般質問するに当たって、とてもではないけど対応が難しい課とか、そういうのが状況によって変わるというのはわかるが、今の段階で、この日程の中にはめ込んで結構難しいなというような情報があれば、議員のほうも一

般質問をするに当たって、その課は今回は外すかとか、そういうことにもなると思うのである。なので、その辺の情報を議員たちに与えてくれることは可能かどうか。

委員長：副町長。

副町長：今現在で、課長職4名が入院している。1名は昨日、退院した者がいる。この間、私ども、約2週間であるが、役場の1階の業務を中心に、ほとんど動いていないという状況で、代替の職員で最低限の事務をしてきたという状況がある。実質2週間動いていないものであるから、来週月曜日からぼちぼち職員20名程度は復帰してくるが、陽性の職員30数名については、まだ入院している職員もいるので、この後復帰するまでまた2週間かかるというふうな状況を今のところ持っている。それで、12月21日の週からはほぼ頭数はそろそろという状況である。ただ、これまでの事務が当然あるので、そこはなかなか厳しい状況ではあるが、別にどこの課が厳しいかということではない。全体的に忙しい状況は年末まで続くという状況になる。一応、現段階ではこのようなお話ししかできないが、よろしくお願ひしたいと思う。

委員長：それらも含めて、まだ12月11日の議会運営委員会もあるし、開会まではまだ時間があるので、状況がいろいろ変わり次第ということで、議会運営委員会を開会し、議運の皆さんの意見をもらいながら一。正直言えば、どのように進めていくかというのは最後の最後まで開けないとわからない状態である。下手をすれば、一般質問がなくなるということはないが、考えとしては、例えば会期の延長も含めて議論をしていかなければならないか、それからどうするかということも皆さんと考えなければならぬと思うので、それらについてはお含みおきを皆さんそれぞれ持っていていただければと思う。

あとは、よろしいか。奥秋委員。

奥秋委員：会期の延長とおっしゃったが、今、副町長から説明いただいたが、回復の兆しは見えているが、今はまだまだ、人手不足の中で対応をしている状況である。そういう中で、一般質問は、状況を見ながら従来どおり一応やるというけれども、私は今、副町長の説明をいただいた中で、結構、答弁を作っていたくにしても何にしても、ちょっと負担が大きいのではないかと思うのである。であるから、やはり、議員それぞれに個々に十分判断はしてくださっていると思うけれども、また、それ改めて各個人の議員の皆さんに、こういうことだということを話して、もう一度皆さんに確認させるというのか、そういう方法もあってもいいのではないかなと思う。最終日が一応、12月25日と言っていたが、こういう状況の中で会期を延長するのは、ちょっと難しいのかなと思うのである。この議案の中でほとんど専決でやっているのに、中身にしてもそんなに時間がかからないとは思っているけれども、一般質問でどこまで時間がかかるかなというのがある。この次の1週間後の議会運営委員会ではなくて、ある程度方向を出しておいたほうがいいのかと思うけれども、どうか。

委員長：確認させていただくと、一般質問はやらないほうがいいのかという話ではなく、一般質問はある程度制限をしたいということか。

奥秋委員：制限というか…。

委員長：制限はできないのだけど、各位こういう状況を鑑みながら、それぞれがやはり判断しなければならないと思っている。それらを含めて、ちゃんと皆様方に、何らかの形でこういう、質問時間を制限するとい

うわけでもないが、よく状況を考えながら質問をしてほしいと。質問の制限はさすがにできないのは事実であるので、各議会議員 13 名に、より精査したものを出す、若しくはちゃんと状況を踏まえた上で出すべきものだけ出す、今必要ないものは出さない等々、そんなことも言えないのだけど、その促しはさせていただければと思っている。今回こういうことであるから、しなければならぬと思っている、それらも含めて、状況はやはり毎日のように変わっている、昨日とかは安定している。特に新規の感染者は出ていないというふうに向っているが、新聞紙上で。今日は12月4日であるから、12月11日までの間に、またその一般質問が出てきたときに皆さんと協議をしたい。質問内容の協議をして、各位、ちょっと長くなりそうなら、どういう方法を考えるかというのは12月11日に判断十分できるかなというふうには思っている。どっちにしても慎重にやろうと。かといって、これは制限がなかなかできないのは事実だと思うので、ただ、皆さんによく考えてもらって質問をしてもらおうと。私の考えを先に言ってしまって申し訳ないが、皆さんからも意見を求めたいと思うが、いかが。口田委員。

口田委員：言っていることは分かるけども、こういうご時世だから、一般質問の通告の案内の際に一筆添えて、今回こういう事態だから、よく考えて一般質問に臨んでほしいということで送ると。そして、出てきたものに対しては、議長で受け付けるか判断をします。これは今回ちょっと、こういうご時世だから後回ししているのではないかとすることは、議長サイドで判断してほしいと思うが、それしかないと思う。

委員長：そうである。ほかにご意見あるか。

発送は今日か。

事務局長：12月8日である。

委員長：そういうことで、よろしいか。

(はいという声あり)

委員長：発送文書にも一声かけて促したいと思っている。よろしく願います。

③会期日程の確認

委員長：それでは、③番に移り、会期日程の確認をさせていただきたいと思う。

早くやっていただきたいものは、先ほど説明した部分ということで、今、流れとしては先にやってしまったが、

再度確認をさせていただく。改めて執行側、副町長のほうから審議の要望は特にあるか。副町長。

副町長：先ほどとかぶるかもしれないが、説明員の出席である。可能な限り、健康上問題がなければ出したいと思うけども、どうしても全員そろわないといった状況はご了解いただきたいと思う。なお、退院して自宅療養期間が終わって出席できる状況にあっても、少しでも風邪等の症状がある場合は、急遽休む場合も、休ませる場合もあるので、その旨はご了解いただきたいと思う。皆さんにご配慮いただくけれども、会議時間のできる限りの短縮等を特段ご配慮いただくようお願いしたいということである。以上である。

委員長：それでは、町提出及び議会提出の議案等を考慮して、現状で皆さんに一旦、メール等で配信はしている

が、現状でおおよその日程についての案を事務局長、お願いする。

事務局長：只今ご審議いただいた内容に沿って、日程の案についてご説明を差し上げる。会期の初日は12月18日（金）、午前10時開会という予定である。議会運営委員長の報告の後、行政報告、先ほど町及び教育委員会ということで2本の予定になろうかと思う。そして、専決処分の承認について、議案第93号から議案第102号まで、条例の制定の議案、第103号清水町議会議員及び清水町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定について、こちらについては、先ほど補正予算との関連があるというお話もあったが、これまでの新設条例の審議の例に沿って進めるということで確認をされているので、提案の説明を受けた後、総務産業常任委員会への付託という形になろうかと思う。そして、その後、令和2年度一般会計以下6会計の補正予算、そして、議会関係の議案としては、請願の、コロナ禍による地域経済対策を求める請願書について、こちらについて紹介議員の説明を受けた後、総務産業常任委員会に付託という形になる。そして、総務産業、厚生文教の両常任委員会からの所管事務調査の報告をもって、初日の予定となる。そして、12月19日（土）、20日（日）は休会となり、明けて12月21日（月）、請願の報告について受けた後、一般質問、翌22日（火）も一般質問ということで、2日間の想定をしている。そして、12月23日（水）、24日（木）の休会を経て、12月25日（金）、条例の委員会審査が終了した場合については、条例の制定、議案第103号、先ほどの選挙運動の公費負担に関する条例の制定についての審査報告を受けることになる。そして、条例の一部改正、議案第104号清水町税外諸収入金の徴収に関する条例の一部を改正する条例の制定について、105号清水町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、106号清水町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について、107号清水町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について、108号清水町都市計画下水道事業受益者負担金条例の一部を改正する条例の制定について、そして、一般議案で、議案第115号十勝圏複合事務組合規約の変更について、そして、議会関係の議案として、意見書、それから、所管事務調査の申出については、議会運営委員会と3つの常任委員会からという予定で、全体の日程の配置を考えている。以上である。

委員長：只今、事務局長が説明した日程案でよろしいか。

（はいという声あり）

委員長：最終的には一般質問の通告を受けて、追加議案等を最後確認して、次回の委員会で確認をして決定していきたいと思う。確認であるけれども、会期は12月18日から25日までの8日間を今の段階で予定しているということでよろしく願います。

④陳情、請願、意見書等について

委員長：陳情、請願、意見書等については、先ほど説明があったけれども、清水町農民連盟から1件来ている。請願については、会議規則第91条で所管の委員会に付託することにされているので、総務産業常任委員会への審査を付託することとしたいと思うので、よろしく願います。よろしいか。

(はいという声あり)

委員長：ここまでで皆さん、何かあるか。若しくはまた、執行側はこれで退席していただくけども、何か執行側に聞くことはあるか。

(なしという声あり)

委員長：あと、副町長、総務課長のほうから何かあれば。

(ないという声あり)

委員長：ここで1回休憩する。執行側には退席を願う。

【休憩 10:39 (執行側退席)】

【再開 10:39】

⑤12月定例会の新型コロナウイルス感染症の対応について

委員長：再開をさせていただきたいと思う。

12月定例会の新型コロナウイルスの感染症の対応について、皆さんのところに資料があると思うので、局長のほうからよろしく願います。

事務局長：別紙、1枚物の資料を確認いただきたい。12月定例議会における新型コロナウイルス感染症の対応についてということで、従前、議会の開催に当たりコロナウイルスの対策をいろいろ打ってきていたわけであるが、今回の役場内でのクラスター発生に伴う感染の拡大に対して、対応を強化していきたいということのご提案である。下線を引いているところが内容の改正、あるいは新規に加えたものとなるので、そちらを中心にご説明をしまいる。先ほどもお話しあったが、感染症の状況によって、議会の日程等についてはまた調整が必要になる場合があるということである。議員、それから、説明員の対応ということで、特に、庁舎の玄関口にも手指を消毒する消毒薬を配置しているが、今回、議場の入り口、それから、控室の中に設置をしている消毒液を積極的に、行動のたびに活用をするようなイメージで、例えばドアとか備品など、いろいろな方が触れる所に触れた場合、こまめに消毒をしていただきたいというふうに考えている。マスクについては、これまで任意のいろいろなマスクを着用いただいていたが、より感染対策に効果的と言われている不織布マスク、これを必ず着用していただくというふうにお願いをしたいと思う。それから、これまで同様、委員会のときには検温を行っていないが、全員に出席いただくときには検温等も行っていたい。熱がある場合の欠席、あるいは体調が優れないときの欠席については、躊躇せずにご対応をいただければというふうに思う。また、これは新しい項目で加えたのであるが、家族の方に体調不良者がいる場合、こちらについても、出席については慎重にご判断をいただければというふうに思う。また、一般質問の際の質問者、答弁者共に、初回の発言から自席で行うということをご提案したいと思う。前回、全員協議会の中では、質問台、演壇の所に消毒薬を置いて、マイクのスイッチを押す都度それを利用してというお話もさせていただいたけども、自席の対

応でもいいのではないかとのご発言があった。共有するものを頻繁に使うというところは避けるということを考えて、今回、一般質問については質問者、答弁者共に初回の発言から自席でということをご提案している。また、説明員については、審議案件に応じて該当職員の範囲とするということで、これまで説明者側 30 名以上の職員を常時配置していたが、今回の状況を受けて、説明員席については席間が取れないという状況もあるので、密を避けるために、議案、あるいは一般質問もそうであるが、該当する説明者を絞って、必要な範囲に応じて出席をいただくということを考えている。これについては、他の機関の監査委員、選挙管理委員、それから、農業委員の会長についても通して参加していただくというところではなく、関係する箇所にも絞ることも必要なかなというふうに思っているので、併せてご検討をいただきたいと思う。

そして、議場内からちょっと離れるが、控室等の利用に際して、飲食に際しては隣り合わせ、向かい合わせの席に座らないようにしていただきたい。適当な距離を保って飲食中の会話も控えていただきたいということで、国のほうでも、食べ物を食べる都度、マスクをそのときに外して、もし会話をするのであれば、マスクをし直してから会話をしていただきたいというようなことも、専門家会議の中でも提唱をされている。昼食時、あるいは休憩時間等に控室の中でかなり過密な状態になることもあるので、この辺のマスクを外した状態での時間をより少なくする、マスクを外した状態での発言は控えていただくということを念頭に対応をいただきたいというふうに考えている。なお、昼食の場合については、こちらの第 2 委員会室の開放をするので、適宜移動をして、距離間を持って対応をいただくことができるように準備をしていきたいというふうに考えている。そして、傍聴者への周知項目については、傍聴者が密着しないよう、あらかじめ座席の制限をし、新しく個人の傍聴に限定をするというふうに書き加えさせていただいている。従来、町内会連絡協議会、あるいは商工女性部等、5 人から 10 人ぐらいの団体に傍聴にいらっしゃっていただいているところであるが、今回、傍聴席については、1 つ置きに使用の制限をしていたものを、席間を開けるために、2 つ閉鎖の、その次に座っていただくという形を取りたいと考えている。また、前後の距離も取れないところであるので、今 3 列配置している席の 2 列目も使用をしないというような形で、これまで 20 席ほど用意をしていたものを、10 席まで制限をしたいというふうに考えている。このため、団体の方があらかじめ席を占めてしまうと、広くいろんな方に傍聴をいただく機会が取れないということがあるので、傍聴については、団体の方のお申し込みという分については、個人の対応をお願いをしたいというふうに制限をしていきたいというふうに考えている。これら対応についての内容は以上である。対応を確認いただければ、この議会のホームページ、あるいは新聞折り込みチラシの中に、こういった点について付記をしてご案内をしてみたいというふうに考えている。あと、このペーパーにはないが、今、控室のコーヒーサーバーのほうの使用を止めている。これは、皆さんが一つの機械を集中してお使いになることに対することを見合わせたいということで行っている。また、カップに注いで、すぐ立ち話をしながら飲むというところにもつながるかなというところがあり、当初こちらからは、各自、お飲み物をポット、あるいはペットボトルの飲み物等を持参いただいて対応をしていただきたいという考えをこの間、全員協議会の中でご説明をさせていただいたとこ

ろである。これについてまた後ほどご相談をさせていただければと思う。以上である。

委員長：今、局長から説明をいただいた。感染症対応についてであるけども、このような形で周知をしていきたいと思うが、まだ足りない、若しくはもっとやるべきであるというご意見があればお受けしたいと思うが、いかがか。高橋委員。

高橋委員：(2)の⑦番、一般質問の際自席で行うということは、一般質問に限定しているのか。委員長報告、行政報告等があるが、その辺はどう考えているか。

委員長：局長。

事務局長：詳しい説明が漏れていた。前回の全員協議会の際に、委員会の委員長の報告は演壇の上で消毒薬を使ってというお話もさせていただいた。今回、自席でということで、委員長報告の状況を考えたが、委員長報告については、一応、提案者側と同じように、ほかの議員に説明をして、そこで一旦質疑を受けるというやり取りの性格上、自席で委員長がほかの議員と同じ向きで説明をするというのも、ちょっと質疑としてはどうなのかなというところがあり、委員長報告については、従来どおり演壇のほう来ていただいて報告をしていただいて、説明控えのところ一旦座って質疑を受け、それが終わったら自席に戻るとい、委員長の動きについては従来どおりを考えているところである。

委員長：よろしいか。

高橋委員：はい。

委員長：ほかにも確認あるか。

(なしという声あり)

委員長：それでは、この対応について各委員に周知をしていきたい。このような形で運営をしていきたいということでしたと思うので、よろしく願います。

(2) 議会費に係る新年度予算について

委員長：それでは、最後のほうになるが、議会費における新年度予算案についてである。これについては、今ちょっと早い時期、予算時期であるので、毎年協議をされている。今年度の道外の視察研修の旅費は、修正した結果、予算には計上されていないが、来年度について、やれる・やれないは別として、予算計上をするかしないかを皆さんと協議をしたいと思う。道外の市町村行政調査であるが、これは、一応任期中に1回、4年の任期中に1回というふうに、内規ではないが、そういう決まりということにしていた。来年は、委員会が新しくなるという形ではあるが、最初から任期最終年に行くと言うのもおかしな話で、今の段階ではその問題点等々はたくさんあっても、しっかりと。各委員会はまた新しい委員会ではないので判断は難しいとは思いますが、一応、新年度予算案では、予算を計上する方向のほうが、昨年もこのような形をしたので望ましいかなと思うが、いかがであるか。計上してよいか。

(はいという声あり)

委員長：では、計上する形にさせていただきたいと思うので、よろしく願います。

続いて、清水町議会研修要綱に基づいて、今年度は市町村アカデミー等の研修所研修で費用弁償3名分を計上していた。今年はコロナの関係で行けなかったというのが正しいかと思うが、これらと同じく3名の費用を計上しているか。

(はいという声あり)

委員長：市町村アカデミー等の研修所研修の費用弁償については計上する形とさせていただく。

それと同時に、外部講習を招いての研修会等をするとか、しないとかという、これほどどんな話であるか。説明してもらっているか。次長、お願いする。

事務局次長(宇都宮学)：昨年度から議会の研修要綱を策定していて、アカデミー等の研修などもあるが、あと、その他必要に応じて、もし必要であれば外部講習を招いての研修というのも要綱のほうに盛り込まれている。昨年も同様な協議をされており、昨年度は特に外部講師については予算要求しないで、もし必要があったら、その都度やるというような協議内容となっている。以上である。

委員長：今、事務局から説明をいただいた。講師を招けるということであるけれども、これについて、いわゆる当初予算に載せるか載せないか、それとも状況に応じてやるかやらないかということになると思うが、皆さんのご意見あるか。高橋委員。

高橋委員：外部講師という話、何か特に今ぱつと浮かぶ聞きたい話などはないのも事実であるが、今回のコロナのこの町の状況を鑑みて、当然我々が次に手をつけなければならぬこと、町民のことは当然であるが、我々議員も、蔓延を防ぐために、当然のようにズームの会議であったり、前に委員長も言われたとおり、今調べている最中というが、その環境整備も含めてやったときに、議員を皆集めて、その使い方等々の講義は当然受けるべきだと思うし、そういうことのために呼ぶ講師も含まれると思うが。それを考えると、そのときに応じて、その環境を整えるのにかかるお金等々とあわせて、講師料も当然発生すると思うので、今、入れる入れないというのは、余力を持って考えていくというのはあると思うが、今、講師料だけ入れることにはちょっとならないかなというふうに考える。

委員長：ほかにも御意見あるか。中島委員。

中島委員：今の具体的にその講師を招いてという部分で、具体的なものがあれば当初から入れてもいいのだけでも、今、具体的なものがなければ、柔軟性を持った予算ということで、それについては、執行側に、予算査定の際に申し入れをしておいて、必要に応じて対応をしてもらうということではないかなど。というのは、予算に組めば、基本的に執行するのが建前であるから、それが漠然としている状況の中では、今、当初から具体的なものがないまま出すのはいいかなものかなというふうに、この件については思う。

委員長：これについては、特別に今、必要に応じてという形でということにさせて、今回は計上していないということにしたいということで確認をさせていただく。

(3) その他

委員長：それでは、これで大体終わるが、その他として、あと、職員給与等の調査特別委員会の継続審査を受けた一般質問の対応の確認については、当然、委員メンバーはできないという部分、調査段階なのでご遠慮いただくと。それ以外についても、これについては議長にまず審査していただいて、その後、次回の議運で審査というか。基本的には、普通の委員会と同じような扱いということでよろしいか。

(はいの声あり)

委員長：これについては、もし何かあれば、そういう質問が出てきたら議会運営委員会でも次回検討をさせてもらうということにさせていただきたいと思う。

ここまでで、これで一応、本日の議案は全て終了するのであるが、委員のほうから何かないか。口田委員。

口田委員：全くこれとは関係ないことだけでも、その他で1件だけひとつお願いしたいことがある。実は、今非常に、本町も非常事態の中にいる。そうした中、昨日、一昨日だったか私のところにも3件ばかりの電話があった。というのは、町長の新聞の写真である。あの写真を見て、何を考えておられるのだろうかという感想の電話があった。そういったことで、やはり町長にもひとつ、非公式でいいから、非常に今皆が緊張しておるし、そんな中で、写真一つにしても、報道一つにしても、ものすごく緊張した中で対応してもらいたいなというふうにする。これは、議長からでもいいし、それから、委員長からでもいいから、耳打ちで結構だから。この非常事態の中で、何考えているのだと、本当に馬鹿にされている。だから、表情一つにしても、やはり緊張した中でやってもらわなかったら困る。これは町長だけの問題ではないのである。結局、町として非常に馬鹿にされた。その辺をひとつよろしく願う。

委員長：タイミング的にもすごい、新聞でコロナのニュースが出ているところに、給食でカレーおいしいなというやつである。

休憩する。

【休憩 11:02】

【再開 11:04】

委員長：再開する。

今、口田委員から提起ありました部分については、議長のほうから非公式にお話をお願いしたいと思うので、よろしく願う。それは、委員会としてはちょっと扱えないのであるが、議長にお任せする。よろしいか。

(はいという声あり)

委員長：以上をもって議会運営委員会を終了させていただく。本日はどうもお疲れであった。ありがとう。

【閉会 11:05】